

法大弾圧で勾留中の8学生奪還のために、 5000万円保釈金カンパをお願いします

法大弾圧救援会

《連絡先》 住所 東京都港区新橋2-8-16 石田ビル4階 救援連絡センター 気付

電話 050-3036-6464 (呼) E-mail houdaikyuenkai@yahoo.co.jp

全国でともに闘う仲間みなさん。これまでの法大弾圧救援運動に対する多大なるご支援・ご協力に感謝申し上げます。みなさんに、法政大学の学生弾圧で東京拘置所に勾留中の8学生の保釈をただちに実現するために、5000万円の保釈金カンパを心から訴えます。

4月24日に法政大学で「新自由主義大学粉砕!」「新たな処分絶対反対!」を掲げて、1500人の大集会が行われました。1000人以上の法大生が当局や警察の阻止線を破って集会に合流したことに、国家権力は心底恐怖したのです。これに対する報復弾圧として警視庁公安部は、4月24日から5月18日にかけて12人の学生を逮捕しました。そのうち全学連と法大文化連盟の執行部を中心とした8人の学生が起訴され、今も投獄されています。

4・24集会に参加したことが「威力業務妨害・建造物侵入」だとされて内海君、恩田君、倉岡さん、斎藤君、富山君、増井君が起訴されました。さらに法政大学の各門に掲げられていた看板を撤去したとされて、「暴力行為等処罰に関する法律(以下、暴処法)違反」で新井君、内海君、織田君、恩田君、増井君が起訴されました。この看板とは経済的理由で学費が払えなくなり除籍となった増井君に対して、実名をさらして「入構禁止」を通告する看板であり、法政大学の学生弾圧の象徴でした。しかも暴処法とは戦前に治安維持法と一体で制定され、労働者や学生の団結そのものを犯罪とする弾圧立法です。

8人の学生たちの未決勾留は8ヶ月に達しました。また不当な接見禁止処分によって、友人・家族などとの外部交通が遮断されています。裁判のための弁護士との打ち合わせも満足に行えません。裁判所の行っていることは、判決無き実刑判決の先取りであり、裁判所自らが裁判を破壊する行為です。国家権力による違法・無法状態を断じて許すわけにはいきません。

裁判では、弾圧の実態が次々に明らかになっています。事件の捜査とは無関係の、脅迫や罵詈雑言を浴びせるために行われた40日間以上の取り調べ。誰が撮影したかも分からないビデオが証拠として出されてくる。多くの法大生が警察によって「任意同行」と称して検察庁に連行され、検事が「首謀者は誰だ」などと逮捕をほめかして仲間を売ることを強要する。しかし8学生は弾圧と長期勾留をはね返して「歴史が我々を無罪にする」「新たな時代を切りひらく溢れる情熱を、だれも我々から奪うことはできない」(被告人意見陳述より)と明るく突き抜けて元気に闘っています。

その上で検事側立証では、「業務妨害」や「看板破壊」といった具体的行為について何も証明できていません。法大學生運動をつぶすという政治弾圧こそこの事件の本質です。警察と検察が逮捕し「取り調べ」と称して思想転向を強要する、そして大学当局が逮捕を口実に退学・停学処分を下す、さらに裁判所による長期の未決勾留と接見禁止。8ヶ月の勾留は闘う学生への制裁以外の何ものでもありません。06年3月14日の29人逮捕らしい、3年半の間に法政大学で逮捕された学生は112人、起訴者は33人を数えます。

獄中の8人の学生は、完全黙秘の不屈の闘いによって、暴処法弾圧の目的である団結破壊をはね返し勝利しています。そして彼らが先頭に立ってきた法大闘争は、新たな学生への処分策動を粉砕して、法大の暴力支配を破綻に追い込んでいます。法大闘争が掲げてきた「教育の民営化粉砕!」は、全世界の学生運動の共通のスローガンとして打ち立てられました。国家権力が8ヶ月もの長期勾留を強行する理由は、彼らが全国、全世界の学生運動のリーダーだからに他なりません。

だからこそ、これ以上の長期の投獄は絶対に許すことはできません。ただちに保釈をかちとりましょう! 東京地裁はこの間の法大裁判において、一人あたり最高400万円もの高額な保釈保証金を要求しています。のべ11人分(3人が二重起訴のため)の保釈金、裁判費用、獄中闘争費用をあわせて、保釈実現のために総額5000万円を年内に集めることが必要です。ぜひともお力をお寄せください。よろしく願います。

カンパ送付先

■銀行振込

三菱東京UFJ銀行 錦糸町駅前支店普通3520695「ハウダイダンアツキユウエンカイ」

■郵便振替

00160-0-585187「法大弾圧救援会」